

令和8年度大鰐町空家等利活用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項の規定による空家等に位置付けられた空家等及び今後空家になる見込みのある建物の所有者等が、賃貸借するための改修工事に要する経費に対し、令和8年度の予算の範囲内において、大鰐町空家等利活用支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大鰐町補助金等の交付に関する規則（昭和49年大鰐町規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象建築物)

第2条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 大鰐町に存在するもの
- (2) 改修を行い、貸し出すもの
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の規定による許可又は建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定による解体工事業者の登録を受けた青森県内に事業所を置く法人又は青森県内に住所を有する個人の事業者に請け負わせる工事
- (4) 弘前圏域空き家・空き地バンクに登録されているもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象建築物の登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産税台帳）に所有者として記録されている者とする。ただし、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）は除く。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象建築物が複数人の共有である場合、当該共有者全員から補助対象建築物の家財処分等についての同意が得られない者は、補助対象者としなない。ただし、当該補助金の申請をしようとする者が、紛争等が生じた場合の誓約書（様式第1号）の提出ができる者であるときは、この限りでない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が発注する工事であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 台所、トイレ、浴室、洗面所等の水回りの改修工事

- (2) 内装の改修工事
- (3) 外壁及び屋根の改修工事
- (4) その他町長が必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象としない。

- (1) 補助金交付申請時までにおいて納付すべき町県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税を滞納している者が行うもの
- (2) 補助金の交付の決定前に着手したもの
- (3) 本事業と併せて他の制度等で補助金の交付を受けようとする者
- (4) 本年度以前に空家関係の補助金の交付を受けたことがある者
- (5) 法第2条第2項の規定による特定空家等と位置付けられた空家等
- (6) 補助金交付後、申請者等の3親等以内の親族に貸し出すもの
- (7) 令和9年3月31日までに完了しないもの
- (8) 申請者の3親等以内の親族が経営する業者が工事を行うもの
- (9) 誓約書(様式第5号)
- (10) その他町長が不相当と認めるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内とし、40万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和8年度大鰐町空家等利活用支援事業補助金交付申請書(様式第2号)を、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 所有者が複数人の場合は、他の所有者の同意書(様式第3号)
- (2) 相続人が複数人の場合は、他の相続人の同意書(様式第3号)
- (3) 所有者又は相続人以外の者による申請の場合は、所有者又は相続人の同意書(様式第3号)
- (4) 第1号から前号までに規定する同意書を添付する場合は、当該同意をした者の印鑑証明書
- (5) 工事計画書(様式第4号)
- (6) 見積書(原則として内訳明細のついたもの)
- (7) 登記事項証明書(土地及び建物)
- (8) 位置図

(9) 改修工事着工前の写真

(10) その他町長が必要と認めるもの

(交付決定等通知)

第7条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、令和8年度大鰐町空家等利活用支援事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、令和8年度大鰐町空家等利活用支援事業補助金不交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)が補助金交付申請の内容の変更をするときは、あらかじめ令和8年度大鰐町空家等利活用支援事業補助金交付変更申請書(様式第7号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、承認の可否を決定し、令和8年度大鰐町空家等利活用支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第8号)により補助対象者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第9条 補助対象者は、交付申請を取下げするときは、令和8年度大鰐町空家等利活用支援事業補助金交付申請取下書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助対象者が前条に規定する取下書を提出したとき。

(2) 第6条に規定する交付申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。

(3) 前号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、令和8年度大鰐町空家等利活用支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その返還を求めるものとする。

(事業の完了報告)

第12条 補助対象者は、事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内に令和8年度大鰐町空家等利活用支援事業完了報告書(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
 - (2) 改修工事着工前及び着工後の写真
 - (3) その他町長が特に必要と認めるもの
- 2 規則第12条の規定による実績報告書の提出は、工事完了報告書（様式第12号）をもってこれに代えるものとする。

（補助金の額の確定）

第13条 町長は、前条の規定による事業完了報告書を受領したときは、内容の審査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、令和8年度大鰐町空家等利活用支援事業補助金交付額確定通知書（様式第13号）により補助対象者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第14条 補助対象者が補助金の交付の請求をするときは、前条の規定による通知書を受領後、速やかに、令和8年度大鰐町空家等利活用支援事業補助金請求書（様式第14号）を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の請求があったときは、30日以内に補助金を交付するものとする。

（疑義のある事項の決定）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。